



社会福祉法人 輪島市福祉会

〒929-2378 石川県輪島市三井町小泉上野 2 番地

訪問介護、訪問入浴介護、短期入所、居宅介護支援、介護老人福祉施設

認知症対応型通所介護、配食サービス、在宅介護支援センター、日常生活支援総合事業

■不審者対応訓練

■1月24日(火曜日) 輪島警察署生活安全刑事課及び三井駐在所の協力により、「特別養護老人ホーム玄関から不審者が入ってきた」との想定で訓練を行いました。

【訓練内容】

第1部 不審者対応

- 施設前玄関にうろうろしており、ときより施設内を望みこむような行動もみられ、明らかに行動がおかしい状態のまま、施設への来訪の予約の連絡もなく入ってきました。
- 入ってきた方は、「トイレを使わせてほしい」とのことでしたが、対応する職員に対して徐々に興奮するようになり、職員の制止も聞かず、施設内に入ろうとしました。そのため男性介護職員の応援依頼と警察への通報を行い、男性職員4人で不審者の対応をしました。
- 警察へ通報後、警察官が到着し不審者の対応を行いました。不審者はポケットに入れたナイフで警察官に飛びかかろうとして警察官に取り押さえられました。

第2部 不審者対応訓練の講評と助言

■訓練の講評

- ・複数人で不審者に対応していたのが良かった
- ・警察の通報もすばやく行っていました
- ・施設内に入れないようにしていたのが良かった

■警察署より助言

- ・不審者に対応するための備品は用意された方が良いと思われま
- ・警察の通報時に、不審者の特徴や所持品や、どのような行動をしているのか、確認される場合がありますので、そのような状況も把握したうえで連絡するようお願いいたします

第3部 施設内の巡視

施設内の巡視を行い、防犯上の対応をした方がよいではないかの指摘を受けました

- 数か所の指摘を受け、改善に向けて検討をすることにいたしました

ご協力いただいた、輪島警察署及び三井駐在所の皆さん、ありがとうございました

今後も、年1回以上は、不審者対応訓練を実施し、適切な対応を身につけていきたいと考えます



輪島警察署生活安全刑事課、三井駐在所の方から講評及び指導を受ける施設の職員

■消防署立ち入り検査

- 1月17日(火曜日)輪島消防署の施設内の立入検査が行われました
毎年定期的に行われているもので、施設内を巡視し、数か所の改善点の口頭での指摘を受けました
改善に向けて取り組みます

■新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき特定接種の対象となる事業者の登録

- 令和5年3月30日に登録の有効期間満了のため、更新手続を行いました
特定接種について
新型インフルエンザ等が発生した場合に、医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の従業員や、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員に対して行う予防接種
※特別養護老人ホームは平成28年5月10日から登録をしております

■輪島市高齢者等サービス事業継続支援事業

- ガソリンの高騰により輪島市が新たに補助事業を創設しました
補助内容は
各事業所補充車輛に応じ補助してもらうものです
軽自動車(2輪を除く) 3万円 軽自動車以外(2輪除く) 5万円
補助上限 1拠点当り 100万円 です
補助事業の活用をいたしました

■令和4年度石川県新型コロナウイルス感染症流行化における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業

- 介護サービス事業所・介護施設等が、新型コロナウイルス感染等による緊急時のサービス提供に必要な介護人材を確保し、職場環境の復旧・改善を支援することを目的とする
補助事業の活用を行いました

■令和4年度石川県介護保険法の規定に基づく指導監査の指摘

- 身体拘束等の適正化のための指針の指摘を受け改善いたしました
事故発生、苦情対応、虐待発生の防止(身体的拘束等の適正化)のための指針

1 趣旨

本指針は、社会福祉法人 輪島市福祉会における介護事故の発生、苦情対応、虐待発生(身体的拘束等含む)、その再発を防止するため、介護事故防止体制、苦情受付体制、虐待発生防止体制(身体的拘束等の適正化の体制も含む)の確立を促進し、適切かつ安全な介護を提供することを目的とする。

2 基本姿勢

事故防止、適切な苦情対応、虐待防止(身体的拘束等も含む)の必要性・重要性を施設及び職員個人が、自分自身の課題と認識して介護事故防止、適切な苦情対応、虐待防止(身体的拘束等の適正化も含む)に努め、防止体制の確立を図ることが必要である。このため本指針を活用してリスクマネジメント委員会及び事故対策委員会、感染予防委員会、身体拘束・虐待防止委員会を設置し、施設内外の関係者との協議のもとに、事故防止、苦情対応、身体拘束・虐待防止のマニュアルを作成するとともに、事故報告書、ヒヤリ・ハット事例、苦情対応事例、虐待事例(身体拘束事例も含む)の分析評価ならびにマニュアルの定期的な見直しを行うことにより、事故防止対策、苦情対応対策、身体的拘束等の適正化・虐待防止対策の強化充実を図る。

また、この指針を施設及び事業所全体で共有し、今後の再発防止及び適正化の見直しにつなげるものとする。

1)入居者・利用者個人の全体把握

普段より入居者・利用者本人、家族との良好な関係作りを行い、精神的、精神的、経済的側面、生活環境、衛生環境、家族背景など様々な面から情報を得ることにより、入居者・利用者個人の全体把握に努める。

2)日常的な説明

入居時及びサービス提供時、入居者・利用時の様々な局面をとらえて各関係部署から入居者・利用者本人及び家族に対して日々の様子や心身状況の変化などの説明を行う。その内容等を記載する

3)日常業務における報告

身体状況の変化など、必要な関係部署へ日常的に報告することを徹底する。

4)事故、苦情、虐待(身体的拘束等も含む)に対する意識

介護事故、苦情、虐待(身体的拘束等も含む)の発見や疑いは、発生時の対応により、その後の展開が大きく変わります。事故が単独な場合、苦情が軽微な場合、虐待(身体的拘束等も含む)の疑いが初期の場合には大きな問題となることは少ないですが、事故(ミス)の上にさらに事故(ミス)が重なったり、発見の報告が遅くなったりすると問題が複雑になる可能性が高いです。事故が発生した際や、苦情の申出、虐待(身体的拘束等も含む)の疑いがあるなど、たとえ些細な事故、申出、疑いであっても、速やかに報告することが必要です。

3 職員研修の基本方針

委員会が中心となって職場内研修として年2回以上、事故防止につながる職員研修、苦情受付などに関する職員研修、虐待防止(身体的拘束等の適正化も含む)に関する職員研修を実施する。

4 事故発生時の対応

1)報告義務

入居者・利用者の処遇により事故が発生した場合は、速やかに入居者・利用者の家族等への報告を行うとともに必要な処置をとる。

2)速やかな説明

施設長、管理者など責任者から速やかに入居者・利用者本人、家族に対して事実関係を説明する。詳細説明が必要な場合は各担当者より補足を説明する。

3)記録

それぞれの経過において日誌やケース記録など各書式に事故内容、経過、説明内容、説明者などの状況、背景等必要事項を記載する。

4)原因の究明

事故対策委員会が中心となり、事故の原因を究明、対策案を講じ、再発防止に努める。

5)入居者・利用者本人及び家族に対する最終的な説明

委員会の報告を受け、施設及び事業所としての最終説明、決定対応を説明する。

6)対外的な説明

入居者及び利用者の処遇により事故が発生した場合は、事故の内容、原因、経過、結果などから総合的に判断し、速やかに市町村等、必要な行政、機関、第三者委員、理事会、評議員会への報告を行うとともに必要な処置をとる。

7)情報公開及び閲覧に関する基本方針

入居者・利用者本人や家族から希望があった場合は、当指針、事故防止マニュアル、関係の記録を閲覧して頂く。

4-2 苦情受付の対応

1)苦情解決マニュアルに基づいて対応

4-3 虐待発生時(身体的拘束等も含む)の対応

1)報告義務

入居者・利用者へ身体的拘束等・虐待の事件が発生した場合は、速やかに入居者・利用者の家族等への報告を行うとともに必要な処置をとる。

2)速やかな説明

施設長、管理者など責任者から速やかに入居者・利用者本人、家族に対して事実関係を説明する。詳細説明が必要な場合は各担当者より補足を説明する。

3)記録

それぞれの経過において日誌やケース記録など各書式に内容、経過、説明内容、説明者などの状況、背景等必要事項を記載する。

4)入居者・利用者本人及び家族に対する最終的な説明

委員会の報告を受け、施設及び事業所としての最終説明、決定対応を説明する。

5)対外的な説明

入居者・利用者へ虐待事故(身体的拘束等も含む)が発生した場合は、内容、原因、経過、結果などから総合的に判断し、速やかに市町村等、必要な行政、機関、第三者委員、理事会、評議員会への報告を行うとともに必要な処置をとる。

6)情報公開及び閲覧に関する基本方針

入居者・利用者本人や家族から希望があった場合は、当指針、身体拘束等行動制限についての取扱要領、関係の記録を閲覧して頂く。

5 賠償責任

賠償すべき事故、事件が発生した場合は、加入している損害賠償保険にて速やかな対応を行う

職員募集

正職	■65歳未満 ■学歴不問 ■随時採用 ・介護職員(無資格応募可) ■賃金 170,700円~250,800円 ■就業時間 8:00~17:00/10:00~19:00 ■休日等 年間115日	募集人数 8名募集
	・機能訓練指導員(理学療法士又は作業療法士) ■賃金 184,200円~278,100円 ■就業時間 8:30~17:30 ■休日等 年間115日	2名募集
	・看護職員(看護師又は准看護師) ■賃金 184,200円~278,100円 ■就業時間 8:00~17:00/8:30~17:30 ■休日等 年間115日	2名募集
	・管理栄養士 ■賃金 191,400円~278,100円 ■就業時間 8:00~17:00/8:30~17:30 ■休日等 年間115日	1名募集
	・介護支援専門員 ■賃金 197,400円~278,100円 ■就業時間 8:00~17:00/8:30~17:30 ■休日等 年間115日	1名募集
臨時職員	■年齢不問 ■学歴不問 ■随時採用 ※勤務時間については相談に応じます ・介護職員(無資格応募可) ■時給 1,100円~1,300円	募集人数 4名募集
	・介護補助職員(無資格応募可) ■時給 1,050円	2名募集
	・作業職員(無資格応募可) ■時給 1,000円	2名募集
	・登録ヘルパー(介護職員初任者研修課程修了者) ■時給 1,150円~1,350円	2名募集
	・機能訓練指導員(理学療法士又は作業療法士) ■時給 1,300円	3名募集
	・看護職員(看護師又は准看護師) ■時給 1,250円~1,350円	2名募集
	・管理栄養士 ■時給 1,300円	1名募集
	・介護支援専門員 ■時給 1,250円	1名募集
	・夜勤専属介護職員 ■夜勤1回あたり 27,025円~30,575円	若干名

□お問い合わせ先

あての木園 ☎(0768)26-1661 輪島市三井町小泉上野2番地

「輪島市福祉会」のお問い合わせ先は
 ☎0768-26-1661
 FAX:0768-26-1751
 Eメール:atenoki@skyblue.ocn.ne.jp

いしかわ魅力ある福祉職場認定
 石川県パパ子育て応援企業認定
 いしかわ障害者雇用促進カンパニー
 いしかわ婚活応援企業認定
 輪島市消防団協力事業所

